## キャリアアップ助成金(人材育成コース) 支給申請チェックリスト

郵送不可

- 支給申請期間は、職業訓練計画実施期間の終了した日の翌日から起算して<u>2か月以内</u>です。
- 添付書類は、**返却しないため必ず**A4サイズにコピーのうえ提出してください。

訓練計画番号		<b>画番号</b>	事業所名		
番号	事業主	労働局	提 出 書 類		
【核	〔尤〕				
1			キャリアアップ助成金支給申請書《様式第7号》		
2			人材育成コース内訳書 《様式第7号(別添様式2-1)》		
3			賃金助成及び実施助成内訳《様式第7号(別添様式2-2)》 <b>※育児休業中訓練を除く</b>		
4			経費助成の内訳 《様式第7号(別添様式2-3a又は2-3b)》		
5			訓練実施状況報告書《様式第7号(別添様式2-4)》 ただし、他の書類で日ごとの実施時間・出席日・受講時間等が証明できる場合は、他の書類に代えることができます。 (※訓練生の感想・考察欄は他の書類に代えることはできません。また、訓練受講者記載欄は手書きでの記入が必須となります。)		
6			中長期キャリア形成訓練の受講に関する申立書《様式第7号(別添様式2-5)》 ※中長期キャリア形成訓練のみ		
7			育児休業中訓練の受講に関する申立書《様式第7号(別添様式2-6)》 <u>※育児休業中訓練のみ</u>		
8			派遣元事業主による派遣労働者に対する訓練の受講に関する申立書《様式第7号(別紙様式2-7)》 (支給申請する事業主が派遣法第30条の2第1項にかかる派遣元事業主の場合のみ)		
9			派遣元事業主振込先等確認表《様式第7号(別添様式2-8)》 ※派遣型活用事業主のみ		
10			中長期キャリア形成訓練(通信制)の受講証明書・受講修了証明書《様式第7号(別添様式2-9)》 <u>※中長期キャリア形成訓練のみ</u>		
11			訓練修了時に訓練受講者が訓練を受講することによって修得した職業能力の評価が行われたことを確認するための書類(修了テスト等) <u>※育児休業中訓練であって、通信制の訓練の場合のみ</u>		
12			訓練対象者毎のジョブ・カード様式3-3-1-1職業能力証明(訓練成果・実務成果)シート(企業実習・OJT用) <u><b>※有期実習型訓練のみ</b></u>		
13			支給要件確認申立書《共通要領 様式第1号》 ※裏面が印刷されたもの □ 派遣元分 ※派遣型活用事業主の場合		
14			支払方法・受取人住所届 <u>※支払先口座未登録の場合、及び、住所地・事業主名等変更の場合</u>		
【湯	(付書	類】			
15			キャリアアップ計画書《様式第1号》 <b>※確認印のあるもの</b> □ 派遣元分 ※派遣型活用事業主の場合 ※計画を変更している場合、キャリアアップ計画書(変更届)の(写)も必要となります。		
16			訓練期間中の出勤状況・出退勤時刻を確認するための書類(出勤簿、タイムカード等) <u>※<b>育児休業中訓練を除く</b></u>		
17			対象労働者に対して訓練期間中の賃金が支払われていたことを確認するための書類(賃金台帳等) <u>※育児休業中訓練を除く</u>		
18			申請事業主が訓練に係る経費を負担していること(対象労働者が立て替え払いしている場合は対象労働者本人に返金するなどにより事業主が負担したこと)を確認するための書類(領収書、振込通知書、請求内訳書等)		
※上記の他に、労働局長が書類の提出を求める場合があります。 ※派遣型活用事業主の場合は、上記書類を派遣元事業主と共同して準備し、派遣先事業主が管轄労働局長に提出してください。(13「支給要件確認申立書」および15「きゃリアンプ計画書」は派遣元事業主と派遣失事業主がそれぞれ別に					

作成、提出する書類です。)

	備考欄	
畫	福岡労働局 福岡助成金センター	受
書 類 提	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1	
	福岡合同庁舎本館1階	付
出先	TEL (092)411-4701 担当者	rn l
	FAX (092)411—4703 [ ]	印